

# 島根県報

号外第一一七号

平成十五年十月十四日

(金曜日)

## 目 次

告示  
島根県人権啓発推進センター設置運営要綱

(人権同和対策課)

## 告 示

島根県告示第八百六十六号

島根県人権啓発推進センター設置運営要綱を次のように定める。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県人権啓発推進センター設置運営要綱  
(趣旨)

第一条 この告示は、島根県人権啓発推進センターの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 人権教育及び人権啓発を効果的かつ総合的に推進するため、環境生活部人権同和対策課に人権啓発推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(管理)

第三条 センターは環境生活部人権同和対策課長が管理する。

2 環境生活部人権同和対策課長（以下「管理者」という。）は、センターの設置目的が十分に果たされるようセンターを管理し運営しなければならない。

(業務)

第四条 センターの業務は次のとおりとする。

- 一 人権情報の収集及び提供に関すること。
- 二 人権啓発、人権問題に関する研修の実施並びに人権教育及び人権啓発に係る指導者の養成に関すること。
- 三 人権問題に関する調査及び研究に関すること。
- 四 前各号に掲げるものに附帯する業務

(利用時間)

第五条 センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。この場合において、管理者は、その旨をあらかじめセンターに掲示するものとする。

(休日)

第六条 センターの休日は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第九号）第一条第一項に規定する県の休日とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、休日を変更し、又は臨時の休日を設けることができる。この場合において、管理者は、その旨をあらかじめセンターに掲示するものとする。

(図書等の閲覧)

第七条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターに展示する図書、視聴覚教材その他人権啓発に関する資料（以下「図書等」という。）を閲覧しようとするときは、所定の場所で閲覧することができる。

(図書等の貸出し)

第八条 利用者は、図書等の貸出しを初めて受けようとするときは、閲覧コーナー資料貸出利用登録申込書（利用者が団体の場合にあつては様式第一号によるものとし、利用者が個人の場合にあつては様式第二号によるものとする。）に必要な事項を記入し、管理者に提出するものとする。

2 前項の場合において、管理者は、必要に応じ、当該利用者に対し、本人であることを確認できるものの提示を求めることができる。

3 利用者は、図書等の貸出しを受けようとするときは、閲覧コーナー資料貸出申込書（様式第三号）に必要な事項を記入し、管理者に提出するものとする。

4 利用者は、管理者が必要があると認めるときは、郵送等により図書等の貸出しを受け

ることができる。

5 図書等の貸出しは、一人につき三冊以内とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

6 図書等の貸出期間は、十四日以内とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、貸出期間を延長し、又は短縮することができる。

7 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による貸出期間内においても、貸し出した図書等の返却を求めることができる。

(貸出しができる図書等の範囲)

第九条 前条の規定により貸出しをすることができる図書等は、次の各号に掲げる図書等以外のものとする。

- 一 禁帯出の表示のある図書等
- 二 統計書等の貴重図書等
- 三 その他管理者が適当でないと認めるもの  
(図書等の貸出しを受けることができる者)

第十条 第八条の規定により図書等の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 県内に所在する学校、官公署又は企業その他の団体
- 二 県内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- 三 その他管理者が適当と認める者  
(利用者の遵守事項)

第十一条 利用者は、職員の指示に従うとともに、利用する図書等を丁寧に取り扱い扱わなければならない。

2 利用者は、センターの秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 管理者は、前二項の規定に違反した利用者に対し、センターの利用を中止させ、退室を命じる等必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第十二条 この告示に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

団体用

閲覧コーナー資料貸出利用登録申込書

年 月 日

団 体 名 (グループ名)	
担 当 部 局 名	
担 当 者 氏 名	
所 在 地	〒
電 話	
F A X	
E メール	

注 地方公共団体が登録を行う場合は、課(室)単位で申し込んでください。

様式第 2 号 ( 第 8 条関係)

個人用

閲覧コーナー資料貸出利用登録申込書

年 月 日

ふりがな		
氏名		
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
住所	〒	
電話	自宅	
	昼間連絡先	(内線 )
勤務先の住所 (学校名)	〒	
保護者氏名		
F A X		
E メール		

注 1 県外に居住されている方のみ、勤務先の住所を記入してください。学生の方は、学校名を記入してください。

2 中学生以下の方は、必ず保護者の氏名を記入してください。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

閱 覧 コ ー ナ ー 資 料 貸 出 申 込 書

申込年月日 年 月 日

氏 名				
利用者登録番号				
住 所	〒			
電 話	(内線 )			
F A X				
貸出希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 資料送付をご希望の場合は、送付先への到着日をご記入ください。			
資 料 名 (どちらかを 印で囲んでくだ さい。)	図 書		図書の 著者名	
	ビデオ			
	図 書		図書の 著者名	
	ビデオ			
	図 書		図書の 著者名	
	ビデオ			
備 考				

毎週火・金曜日発行

平成十五年十月十四日印刷  
平成十五年十月十四日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)